

組合 Q & A

連記式投票制の矛盾

連記式無記名投票では、理事定数全員を連記させることが多
いが、主流派が全理事を占める
ことが可能ではないか

連記式無記名投票を採用してい
る組合で、選挙する役員数を全部
連記させている例をよく見かけま
す。

この方法だと、多数派が全役員
を占めることが可能になります。
例えば、組合員一〇人の組合が全
員出席の総会で五人の理事を選挙
するに、五名連記の投票をしたと
します。組合の中が、六対四に分
裂していて、六人の派閥が同じ五
人の名前を理事として投票用紙に
書きます。投票された五人の得票
数は、全員六票です。反対派の四
人がどんなに頑張っても、一人に
四票しか投票できません。

こうして、少数派は全敗し、多
数派が全理事を独占するというこ
とになるのです。

で、同じ人を何回も投票用紙に書
くことができます。五名連記の投
票用紙の投票用紙に、〇〇さんを
三回、△△さんを二回ずつ書くよ
うな投票の仕方を累積投票とい
います。これなら少数派閥からも役
員を送り込めます。

しかし、中小企業の組合では累
積投票は認められていません。当
選者一人の最高得票数が出席組合
員数以上になると一人一票の原則
に反するから、というのがその理
由です。

累積投票がだめだとすれば、選
挙する人数すべてを連記させる連
記式無記名投票は民主的ではない
ことになります。

基本的に「選挙」によって役員
を選ぶことにしたのは、少数派か
らも役員を出せるように配慮した
からです。全人数を連記すると、
この趣旨に反する可能性があるわ
けです。

この問題は、連記の人数を抑え
ることで解決します。派閥構成比
に応じて決めるのがよいと考えま
す。

派閥が六対四に分かれていて、
五人の理事を選ぶとすれば、二一
三名連記がよいのではないでしょ

うか。

もし、四名以上の連記にすると、
多数派の六人が同じ四名を書け
ば、五人の理事のうち四人を確実
に多数派が占めることができます。

机上の空論に過ぎないと笑われ
るかも知れませんが、理論上はあ
り得ないことはありません。で
すから連記式無記名投票は選出人
数全部を連記するのは不合理だと
いうことになります。

あくまでも、派閥が勢力争いを
している組合の場合ですから、派
閥のない組合では、選出する人数
を全部書いても問題はありませ

ポイント

★全数連記は、多数派が全理事を
占める可能性がある

★組合では累積投票が認められて
いない

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書について
の詳細は全国中小企業団体中央会の
ホームページをご参照下さい。（トッ
プページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 組合員、登記、届出に関す
る正誤問題です。

【第1問】 組合は、定款の定め
により組合員に経費を賦課する
ことができる。

【第2問】 組合員が組合に支払
う「賦課金」及び「使用料・手
数料」は、組合員が組合に対し
て有する債権との相殺が可能で
ある。

【第3問】 組合員は、総組合員
の10分の1以上の同意を得て、
組合に対して会計帳簿等の閲
覧・謄写請求ができる。

《解答》【第1問】 ○ 【第2問】
×（組合員の方からの相殺が可
能なのは、使用料・手数料で、
賦課金については相殺が禁止さ
れている。経費は組合事業遂行
上の財源として必要なもので、
相殺を認めると事業が実施でき
なくなるおそれがあるからであ
る。）【第3問】 ×（会計帳簿の
閲覧・謄写請求は、総組合員の
3/100（定款で下回る割合
を設定することは可能）以上の
同意を得て組合員が行使できる
権利である。）